

千葉県若葉区選挙管理委員会告示第9号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の不在者投票を行う場所等は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川 孝男

場 所	千葉県若葉区役所3階 若葉区選挙管理委員会	イコアス千城台 1階こもれびプラザ
期 間	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで	令和4年7月2日から 令和4年7月9日まで
時 間	午前8時30分から 午後8時00分まで	午前10時00分から 午後 8時00分まで
備 考		選挙人名簿に登載されている 18歳未満の選挙人の不在者 投票のみ